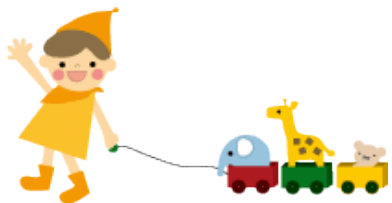


# 令和5年度 保育所・認定こども園・幼稚園 教育・保育給付認定・利用申込案内



## 【目次】

- 1 保育所等利用申込受付期間等・・・・・・・・・・ P 1
- 2 遠野市内の保育所等施設について・・・・・・・・ P 1
- 3 教育・保育給付認定について・・・・・・・・・・ P 2
- 4 利用申込条件について・・・・・・・・・・ P 3
- 5 利用申込の流れ・・・・・・・・・・ P 4 ~ 6
- 6 利用申込に必要な書類・・・・・・・・・・ P 7
- 7 利用申込に必要な書類の記載例・・・・・・・・ P 8 ~10
- 8 保育料の金額、納付方法等について・・・・ P11 ~13
- 9 食事代の取り扱いについて・・・・・・・・・・ P14
- 10 保育所等利用中の届け出等について・・・・ P14 ~15
- 11 特別保育のご案内・・・・・・・・・・ P15 ~16
- 12 令和5年度 遠野市内保育所等一覧・・・・ P17



### 【問い合わせ先】

〒028-0515

岩手県遠野市東館町8番12号

遠野市健康福祉部

子育て支援課 児童家庭係

TEL0198-62-0189（直通）

## 1 保育所等利用申込受付期間等

令和5年4月からの保育所等利用申込受付期間等は下記のとおりです。

区分	受付日時（一次募集分）		受付場所
平日	12月6日(火)～23日(金)	9時～17時	子育て支援課（東館庁舎） 宮守総合支所福祉担当 市内各保育園 認定こども園 幼稚園
備考	<p>一次募集の締切りは<u>令和4年12月23日（金）</u>です。締切りを過ぎて提出した申込みは、希望の施設を利用できない場合がありますのでご注意ください。</p> <p>年度途中の利用開始については5ページを参照してください。</p>		

## 2 遠野市内の保育所等施設について

平成27年4月からスタートした「子ども子育て支援新制度」では、保育所等の施設を次のように位置づけており、遠野市内の施設は、保育所13ヶ所、認定こども園1ヶ所、幼稚園1ヶ所となっています。（認可外保育施設を除きます。）

各施設の名称、電話番号は17ページに記載しています。



- 【幼児期の教育を行う学校】
- 親の就労状況などに関わらず入園できます。



- 【就労などのため家庭で保育のできない保育所 保護者に代わって保育する施設】
- 両親ともに就労している等の理由が必要です。



- 【教育と保育を一体的に行う施設】
- 保護者が働いていても、いなくても利用できます
  - 「子育て支援の場」もあります。



- 【施設より少人数の単位で、0-2歳の子どもを預かる事業】
- ※小規模保育、家庭的保育  
事業所内保育、居宅訪問型保育

### 3 教育・保育給付認定について

保育所、認定こども園及び幼稚園を利用するにあたり、その利用形態に応じた区分の「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

対象となる子どもは、いずれも小学校就学前の児童です。

認定区分	対象者（利用形態）
1号認定 （教育標準時間認定）	満3歳以上の子どもで、幼稚園または認定こども園での教育を希望する場合。
2号認定 （保育認定・満3歳以上）	満3歳以上 <sup>1</sup> の子どもで、「 <u>保育の必要な事由(※1)</u> 」に該当し、保育所または認定こども園での保育を希望する場合。
3号認定 （保育認定・満3歳未満）	満3歳未満 <sup>1</sup> の子どもで、「 <u>保育の必要な事由(※1)</u> 」に該当し、保育所または認定こども園での保育を希望する場合。

※1 保育の必要な事由は3ページに記載しています。

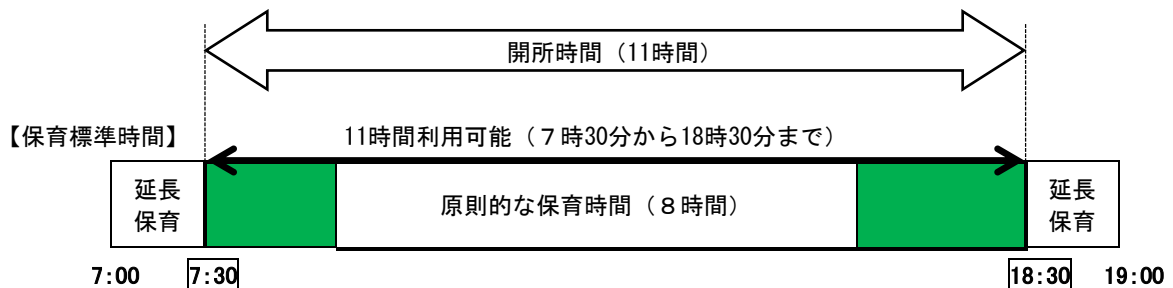
上記のうち、2号認定または3号認定を受けた場合は、保育の必要な事由や保護者の就労時間等に応じた「保育必要量区分」が認定され、保育所の利用時間が決まります。

認定区分	対象者
保育標準時間 （最長11時間 ※2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1ヶ月の就労時間が120時間以上（通勤時間含む）</li> <li>・産前産後に保育所を利用する場合</li> <li>・災害の被害にあい、その復旧にあたっている場合</li> <li>・虐待やDVのおそれがある場合</li> </ul>
保育短時間 （最長8時間 ※2）	上記以外の理由により保育所を利用する場合(※3)

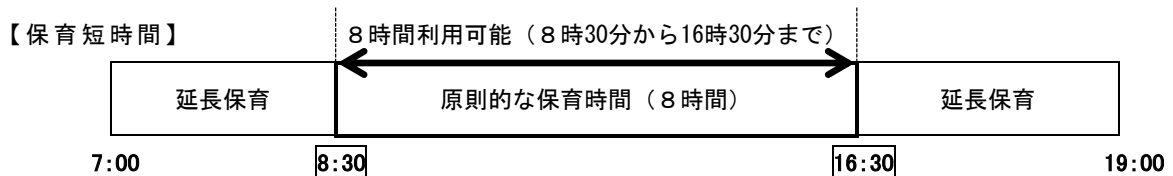
※2 保育標準時間、保育短時間ともに延長保育時間を除きます。

※3 個別の事情に応じて保育標準時間に認定する場合があります。

#### [保育必要量のイメージ]



※聖光こども園の保育標準時間は、7時00分から18時00分までとなります。



※上記時間帯は最大利用可能時間です。児童の送迎は、保護者の通勤等時間に応じて行ってください。

#### 4 利用申込条件について

2号・3号の教育・保育給付認定を受け、保育所等を利用するためには、保護者のいずれも下表の「保育の必要な事由」に該当しなければなりません。

1号認定については、下記条件は不要です。

保育の必要な事由	認定の基準	備考
1 就労	昼間労働をすることを常態としていること	
2 母親の出産等	妊娠中であるか又は出産後間もないこと	産前産後3ヶ月の期限内の利用
3 保護者の疾病等	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること	
4 病人の看護等	同居又は長期入院・入所している親族の介護、看護にあたっていること	
5 災害復旧	火災、風水害、地震その他の災害復旧にあたっていること	
6 求職活動	求職活動（起業の準備も含む）を継続的に行っていること	利用期限3ヶ月 ※14ページを参照
7 就学等	学校等に在籍または職業訓練を受けていること	
8 DV被害等	虐待やDV被害を受けるおそれがあること	
9 育児休業	育児休業取得時にすでに保育所入所している継続利用児童であること	
10 その他	前各号に類する状態として市長が認める場合	

上記のうち、「2 母親の出産等」及び「6 求職活動」を保育の必要な事由とした場合は、備考欄のとおり期限付の利用となります。

#### ※育児休業後の保育所入所申込について

保育施設入園後に職場復帰を予定している方は、慣らし保育の期間を考慮し、10日までに復帰する方については前月からの入園を希望することができます。また、11日以降に復帰する方については復帰月からの入園となります。

ただし、慣らし保育の期間や内容は、利用されるお子さんの年齢等により異なりますので、保育所入所の面談の際にご確認願います。

## 5 利用申込の流れ

### (1) 新年度利用

申込から利用開始までの基本的な流れは次のとおりです。

申込書提出 (4年12月)	<p>1ページの受付期間中に、子育て支援課や利用保育所等に必要書類を揃えて提出してください。</p> <p>書類に不備がある場合は、審査の対象外とする場合がありますので、速やかに補完してください。</p> <p>また、初めて保育所等を利用する場合は、あらかじめ利用希望施設の見学をお勧めします。</p>
書類の審査 (5年1月)	<p>提出された申込書等により、認定・利用基準を満たしているか書類審査します。申込内容確認のため、電話による聞き取り調査を行う場合があります。</p>
利用調整 (5年1月)	<p>定員を超える申し込みのあった施設の場合、優先順位の高い順に入所者を調整します(利用調整)。優先順位は、申込書の先着順ではなく、保育の必要な事由、兄弟姉妹入所、ひとり親世帯、障害の有無等を項目ごとに保育指数(6ページ参照)として点数化し、その合計額が多いほど上位となります。優先順位が低く、第1希望の施設に入所できない場合は、第2希望、第3希望の施設において順次優先順位の判定をし、利用調整を行います。</p> <p>優先順位が同位の申込者が複数いる場合は、抽選により利用者を決定します。</p> <p>なお、保育料を滞納している世帯は、希望する保育所を利用できない場合があります。</p>
教育・保育給付認定・利用決定 (5年2月)	<p>(1) 保育所 子育て支援課より、「教育・保育給付認定証」、「利用承諾書」を送付します。兄弟姉妹在園世帯には園経由で交付します。</p> <p>(2) 認定こども園、幼稚園 子育て支援課より、「教育・保育給付認定証」を送付します。「利用承諾書」は各認定こども園、幼稚園から各園が定める方法により交付します。</p> <p>なお、上記(1)、(2)の教育・保育給付認定証は、いずれも新規利用世帯または教育・保育給付認定内容に変更が生じた世帯にのみ送付します。</p>
面談 (5年2～3月)	<p>利用決定後、新規利用者については、各園において面談を行います。(新規利用以外でも面談する場合があります)</p>
利用開始 (5年4月)	<p>利用にかかる手続き、必要物品、行事日程等については、あらかじめ各園に確認してください。</p> <p>また、4月中旬に保育料の金額をお知らせしますのでご確認願います。(保育料の詳細は11～14ページに記載しています。)</p>



## (2) 年度途中利用

年度途中から利用する場合は、各月の1日から利用開始となります。月途中からの利用は受付していません。

<p>申込書提出 (毎月15日締切)</p> <p>※利用開始月の2ヶ月前から申込受付</p>	<p>利用開始月の前月15日(閉庁日の場合は前日)の正午までに、子育て支援課に必要書類を揃えて提出してください。</p> <p>各施設を経由して申込書を提出することも可能ですが、締切日に子育て支援課に到着するよう、余裕を持った申込をお願いします。</p> <p>入所決定は前月20日頃となります。</p>
<p>書類の審査 (随時)</p>	<p>認定・利用基準を満たしているか書類審査します。申込内容確認のため電話による聞き取り調査を行う場合があります。</p>
<p>利用調整</p>	<p>定員を超える申し込みのあった施設の場合、優先順位の高い順に利用者を調整します。</p> <p>※利用調整の方法は「(1) 新年度利用」を参照してください。</p>
<p>事前連絡</p>	<p>利用決定の可否を保護者に電話連絡します。</p>
<p>教育・保育給付認定・利用決定 (利用開始月の前月20日)</p>	<p>(1) 保育所 子育て支援課より、「教育・保育給付認定証」、「利用承諾書」を送付します。兄弟姉妹在園世帯には園経由で交付します。</p> <p>(2) 認定こども園、幼稚園 子育て支援課より、「教育・保育給付認定証」を送付します。「利用承諾書」は各認定こども園、幼稚園から各園が定める方法により交付します。</p> <p>なお、上記(1)、(2)の教育・保育給付認定証は、いずれも新規利用世帯または教育・保育給付認定内容に変更が生じた世帯にのみ送付します。</p>
<p>面談 (利用開始月の前月下旬)</p>	<p>利用決定後、新規利用者については、各園において面談を行います。(新規利用以外でも面談する場合があります)</p>
<p>利用開始 (毎月1日)</p>	<p>利用開始にかかる手続き、必要物品、行事日程等については、あらかじめ各園に確認してください。</p>

(3) 保育所等の利用に関する基準細目

		児 童 の 父 母 の 状 況			
区分	保育の必要な事由	細 目		適 用	保育指数
1	就 労	外 勤	常 勤	事業所に常時雇用されている者	9
				7 時間以上	時給、日日雇用等の雇用形態であって常勤の者と比較して労働時間が短い者
			パート等	5 時間以上	
			5 時間未満	6	
		自 営 (家庭外)	本人	居宅外の自営業を営み、主たる従事者である者	9
			家族 (協力者)	居宅外の自営業を営む主たる従事者に協力して従事している者	8
		自 営 (家庭内)	本人	主たる従事者である者	9
			家族 (協力者)	主たる従事者に協力して従事している者	7
		農 業	本人	農業を営み、主たる従事者である者	8
			家族 (協力者)	農業を営む主たる従事者に協力して従事している者	6
内 職	1 日 5 時間以上	自宅で物品製造加工等に毎日従事する者	6		
	1 日 5 時間未満		5		
2	母親の出産等	出産前3か月、出産後3ヶ月			9
3	保護者の疾病等	疾病入院		おおむね1箇月以上の入院を要する者	10
		居宅療養	常時臥床	疾病のためおおむね1箇月以上の常時臥床を要する者	10
			常時安静	医師が長期加療(安静)を要すると診断した者	8
			一般療養	医師がおおむね1箇月以上の加療(安静)を要すると診断した者	6
			その他	疾病は比較的軽症であるが、定期的通院等を要する者	4
		障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～3級程度		10
			身体障害者手帳3級		7
身体障害者手帳4級以下			5		
4	病人の看護等	入院付添		おおむね1箇月以上にわたり同居の世帯員の入院又は付添に当たっている者	10
		居宅内介護		同居の親族の長期居宅療養等の介護に当たっている者	6
		心身障害者介護		心身障害者の介護、通園、通院等に当たっている者	10
		寝たきり高齢者介護		同居の祖父母その他寝たきり高齢者の介護に当たっている者	10
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合			10
6	求職活動	就労先確定		既に外勤等勤務が内定した者	6
		就労先未確定		求職中の者	4
7	就学等	学校等に在籍または職業訓練を受けている場合			7
8	虐待被害等	虐待やDV被害を受けている、または受けるおそれがある場合			適宜
9	育児休業中に係る継続利用	育児休業取得時にすでに保育所入所している児童がいて継続利用が必要である場合			4
10	その他	前各号に類する状態として市長が認める場合			適宜
11	個人調整基準	育児休業明け		産後、育児休業から以前と同じ職場に復帰する場合	4
		保育士等の子どもの利用		保育士、幼稚園教諭、保育教諭が保育所等に就労することに伴い、その子どもが保育所等を利用する場合	7
		就労日数減算	月15～19日	月の平均就労日数(平常月)が左記の日数に該当する場合	-1
月15日未満	-2				
12	世帯調整基準	ひとり親世帯		父又は母が死亡、離別、行方不明、拘禁等の場合	10
		生活保護世帯		経済的に困窮し就労支援が必要である場合	5
		生計中心者の失業		生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	5
		虐待・DV被害		虐待・DVのおそれがあることに該当する場合	適宜
		子どもの障害		保育所等の利用希望児童が障害を有する場合	2
		兄弟姉妹の入所		入所児童の兄弟姉妹が同一の保育所等を利用する場合	2
		兄弟姉妹の同時入所		新たに兄弟姉妹で同一の保育所等の利用を希望する場合	1
		小規模保育事業等の卒園児		小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童	2
		同居者減算		就労していない65歳未満の世帯員が、疾病又は障害がなく他の世帯員等の看護または介護もしていないが児童保育ができない場合(求職活動中を除く)	-2
		保育料滞納		保育料を滞納している場合、保育指数にかかわらず、第1、第2希望保育所等において、優先順位を最下位とする。	

- 注 1 児童の父母につき、区分1から10までの保育指数をそれぞれ加算する。ただし、ひとり親については、当該指数に2を乗じて得た数を保育指数とする。
- 2 児童の父母につき、区分11の保育指数をそれぞれ加算する。なお、別表2における育児休業は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)で規定された育児休業をいう。
- 3 児童の一の世帯につき、区分12の保育指数をそれぞれ加算する。
- 4 同居の親族等については、健康状態や就労状況等により、マイナス指数を適用しない場合がある。
- 5 この基準により判断しがたい場合は、遠野健康福祉の里所長が別に定める。

## 6 利用申込に必要な書類

### (1) 共通提出（提示）書類

書類名称		説明
<input checked="" type="checkbox"/>	提出 施設型給付費等教育・保育給付認定申請書兼施設等利用申込書（様式第1号）	利用申込児童1名につき1枚提出すること。世帯員は入所月時点の状況を記入。
<input type="checkbox"/>	提示 個人番号（マイナンバー）確認書類 （個人番号カード、個人番号の通知カード、個人番号記載の住民票写し（または住民票記載事項証明）） 身元確認書類Ⅰ （個人番号カード、運転免許証、旅券（パスポート）、障害者手帳、療育手帳、在留カード など） 身元確認書類Ⅱ （健康保険証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、社員証または学生証、預金通帳 など）	保護者、児童及び世帯員の個人番号確認書類として左記のいずれか。
<input type="checkbox"/>		申請に来庁する保護者の身元確認書類として、「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、かつ、本人の顔写真が貼付けされた左記書類いずれか <b>1点</b> の提示。
<input type="checkbox"/>		上記身元確認書類Ⅰを提示できない場合、「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、かつ、本人の顔写真が貼付けされていない左記書類いずれか <b>2点</b> の提示。

### (2) 保育の必要な事由を証明する書類等

証明内容は、入所月時点となります。（例：3月まで就労、4月から求職活動の場合、証明内容は「求職活動」。）なお、2名以上の利用申込であっても世帯で1部提出となります。

保育の必要な事由	書類名称及び説明	対象者 (児童からみた続柄)
1 就労	<input type="checkbox"/> <会社等に勤めている方>【 <b>在職（稼働）証明書</b> 】 会社等より、必要事項を記載のうえ証明してもらうこと。なお、土曜日も保育を希望する場合は、その旨証明してもらうこと。必要事項が記載されていれば会社等任意様式可。	父母及び65歳未満の同居親族
	<input type="checkbox"/> <自営業や農業従事者の方>【 <b>就労状況申告書</b> 】 必要事項を記載のうえ提出すること。	
2 母親の出産等	<input type="checkbox"/> 【 <b>母子健康手帳（写）</b> 】 母の氏名、分娩予定日または出産日の記載箇所の写しをとること。	母
3 保護者の疾病等	<input type="checkbox"/> 【 <b>医師の診断書</b> 】 子どもの保育ができないことを明記したもの。文書料を医療機関に支払う必要がある。	父母及び65歳未満の同居親族
	<input type="checkbox"/> 【 <b>障害者手帳等（写）</b> 】	
4 病人の看護等	<input type="checkbox"/> 【 <b>看護（介護）証明書</b> 】 病気または介護が必要な家族を看護等していることを、民生委員より証明してもらうこと。もしくは介護等を行っている証明となる書類を提出すること。	父母及び65歳未満の同居親族
5 災害復旧	<input type="checkbox"/> 【 <b>り災証明書</b> 】	世帯で1部
6 求職活動	<input type="checkbox"/> 【 <b>求職活動申告書</b> 】 必要事項を記載のうえ提出すること。また、求職活動中であることを証明する書類等（ハローワーク登録証等）を添付すること。	父母及び65歳未満の同居親族
7 就学等	<input type="checkbox"/> 【 <b>在学を証明する書類</b> 】 学校長の証明、その他就学内容を確認することができる書類。	父母及び65歳未満の同居親族
8 DV被害等	<input type="checkbox"/> ※市で虐待・DVの事実を確認	
9 育児休業	<input type="checkbox"/> 【 <b>在職（稼働）証明書</b> 】 在籍し育児休業中である旨、会社等に証明をもらうこと。	母
10 その他	<input type="checkbox"/> 【 <b>事由の内容を確認できる書類</b> 】	

※上記のほか、必要に応じて別途書類の提出を求める場合があります。



## 7 利用申込に必要な書類の記載例

利用申込に必要な書類のうち、比較的提出する機会が多い書類の記載例を示します。

### (1) -1 施設型給付費等教育・保育給付認定申請書兼施設等利用申込書（表）

様式第1号（第3条、第8条関係）

（記入例）

#### 施設型給付費等教育・保育給付認定申請書兼施設等利用申込書

遠野健康福祉の里所長 様

保護者を宛先として、教育・保育給付認定証、利用承諾書、保育料納付書等の関係書類を送付します

令和〇年〇〇月〇〇日

保護者氏名 遠野 太郎

（誓約）下記のことにご同意の上、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定を申請するとともに、施設等の利用について、関係書類を添えて申し込みます。  
 ・市が教育・保育給付認定及び利用に必要な市町村民税額（同一世帯者を含む。）及び世帯情報を閲覧すること。  
 ・当申込書（添付書類を含む。）に記載された事項及びその情報に基づき決定した利用者負担額、階層区分、副食費徴収免除の有無について、保育所等に対して提供すること。

認定を受ける子ども	ふりがな		保護者との続柄	生年月日（性別）	保育の希望の有無（※2）	身体障害者手帳等該当の有無
	氏名					
	とおの じろう 遠野 次郎		次男	令和〇年〇月〇日 (男・女)	有 無	1. 身体障害者手帳 2. 療育手帳 3. 精神障害者保健福祉手帳 4. 特別児童扶養手当受給 5. 障害基礎年金受給
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2				
	教育・保育給付認定番号(※1)					
保護者住所・連絡先	現住所	〒028-〇〇〇〇 遠野市東館町〇-〇〇 東館アパート101号				
	R4年1月1日現在の住所	現在と別 (花巻市〇〇町〇-〇)				4月1日転入
	R5年1月1日現在の住所	現在と別 ( )				) 月 日転入
	連絡先	自 宅 : 0198-62-〇〇〇〇 携帯電話1 : 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (父・母・祖父母・その他) 携帯電話2 : 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (父・母・祖父母・その他)				

※1 教育・保育給付認定番号は、すでに教育・保育給付認定を受けている場合に記入してください。

※2 「有」の場合の利用施設は、保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育又は事業所内保育となります。「無」の場合の利用施設は、幼稚園又は認定こども園（教育部分）となります。

#### 1 世帯員（世帯員名等を記入してください。）

区分	ふりがな	氏名	保護者との続柄	生年月日（性別）	障がいの有無	居住の状態	職業（勤務先等）	備考
児童の世帯員	とおの 太郎	遠野 太郎	父	平成〇年〇月〇日 (男・女)	有 無	同居・別居	(株)〇〇〇	
	とおの はなこ	遠野 花子	母	平成〇年〇月〇日 (男・女)	有 無	同居・別居	(有)〇〇〇	
	とおの いちろう	遠野 一郎	兄	平成〇年〇月〇日 (男・女)	有 無	同居・別居	〇〇中学校	
	とおの さぶろう	遠野 三郎	弟	平成〇年〇月〇日 (男・女)	有 無	同居・別居		
	とおの いくじい	遠野 育翁	祖父	昭和〇年〇月〇日 (男・女)	有 無	同居・別居	農業	
	とおの はなえ	遠野 花枝	姉	平成〇年〇月〇日 (男・女)	有 無	同居・別居	〇〇大学	
				年 月 日 (男・女)	有 無			

(1) -2 施設型給付費等教育・保育給付認定申請書兼施設等利用申込書（裏）

2 教育・保育を希望する期間、希望する施設（事業者）名

保育が必要な期間	令和 5 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日	
保育を希望する施設名	施設名・希望理由	
	第1希望 遠野保育園	(希望理由) 自宅から近いため
	第2希望 白岩保育園	(希望理由) 通勤途中であるため
必ず第3希望まで記入してください	第3希望 上郷保育園	(希望理由) 母の実家に近いため
		市記載欄 新規・継続・転園

年度ごとの提出となりますので終期は年度末を記入してください。

3 保育の利用を必要とする理由等（保育の希望が無い場合は、記入不要です。）

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	具体的な状況
	父	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学・職業訓練 <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 育児休業中で保育利用中の子どもがいる <input type="checkbox"/> その他（ ※ 妊娠・出産が理由の方は、その他を記入してください。
就労時間 7:30 ~ 17:30			
母	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学・職業訓練 <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 育児休業中で保育利用中の子どもがいる <input type="checkbox"/> その他（ ※ 妊娠・出産が理由の方は、その他を記入してください。	勤務地 上郷町板沢
			就労時間 8:00 ~ 18:00
世帯の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親世帯（婚姻歴 有 無 ） <input type="checkbox"/> 生活保護世帯（ 年 月 日から）		
保育が必要な曜日等	保育が必要な曜日（※3）		保育が必要な時間
	月・火・水・木・金 土		8:00 ~ 17:30

通勤時間を含む標準的な就労時間を記入してください

通勤時間を含む標準的な就労時間を記入してください

※3 保育が必要な曜日を○で囲んでください。必要書類として、保育を必要とする理由の証明書類を添付してください。

父母の就労時間のうち「遅い時間」～「早い時間」を記入

- 必要事項をもれなく記入してください。
- 保護者氏名欄への押印は不要です。
- 世帯員欄が不足した場合は、申込書を追加し、世帯全員について記入してください。
- 保育を希望する施設名欄は、必ず第3希望まで記入してください。  
施設に定員を超える申込があったときは、基準による審査・選考して利用者を決定することになります。第1希望しか記載していない場合、どの施設にも入所できなくなるおそれがありますので、ご注意ください。



(2) 在職（稼働）証明書

世帯番号	- - -
------	-------

保育所名	遠野保育園
保護者名	遠野 太郎

第1希望の施設を記入してください

在 職 （稼 働） 証 明 書

令和〇年〇〇月〇〇日

遠野健康福祉の里所長 様

事業所（雇用主）

会社勤めのかたは事業所に証明  
をもらってください。

住所

氏名

証明者住所氏名等は、保護者等が記  
入してください。

（電話番号）

次のとおり在職（稼働）していることを証明します。

証明者	住 所	遠野市東館町 8 - 12		
	氏 名	遠野 太郎	保育所入所児童 からみた続柄	父
	児童の氏名	遠野 小太郎 , 小次郎		
就 労 の 状 況	就 労 区 分	常勤（正職員・臨時職員） パート 内職（自宅・自宅外） 育児休業中（令和 年 月 日まで） その他（ ）		
	就 労 内 容	「就労の状況」欄は、事業所等に記入を 依頼してください。		
	就 労 日 数	1月当たり平均 日		
	就 労 時 間	平 日 時 分から 時 分まで 時間		
	土曜保育利 用の有無	有 無		
	土 曜 日 の 出 勤 体 制	毎週 隔週 その他（ ）		
	就 労 時 間	土曜日 時 分から 時 分まで 時間		
備 考	土曜日に保育所を利用する際は、「土曜保育の有無」「土曜日の 勤務体制」「就労時間」の証明が必要となります。			

注意 裏の（記入上の注意）を参考の上、記入して下さい。

※その他の書類記載方法については、子育て支援課にお問合せください。

## 8 保育料の金額、納付方法等について

### (1) 保育料の金額

保育料は、基本的に利用児童の父母の住民税（市区町村民税）所得割額の合計額に応じて、教育・保育給付認定区分、保育必要量区分ごとに決定されます。ただし、父母の課税状況により、祖父母等の住民税所得割額を保育料算定に使用する場合があります。

**1号認定及び2号認定の保育料は無償となります。**

表1【保育料の基準額表】

階層区分		月額保育料	
		【3号認定】3歳未満	
		標準時間	短時間
1	生活保護世帯	0円	0円
2	住民税非課税世帯	0円	0円
3	住民税所得割額課税世帯	0円 ( )	8,900円 ( )
4		25,000円未満	13,000円 ( 6,000円)
5		25,000円以上48,600円未満	16,500円 ( 7,600円)
6		48,600円以上75,000円未満	20,500円 ( 7,600円)
7		75,000円以上97,000円未満	24,000円
		75,000円以上 <b>77,101円未満</b>	( 7,600円)
8		97,000円以上135,000円未満	27,000円
9		135,000円以上169,000円未満	29,500円
10		169,000円以上301,000円未満	33,000円
11		301,000円以上397,000円未満	37,000円
12	397,000円以上	42,500円	40,100円

表2【保育料軽減措置】

世帯区分	多子軽減の対象範囲	軽減内容
住民税所得割額 77,101円未満 の要保護世帯等	生計を一つにする子ども (年齢制限なし)	第1子 【通常】 第2子以降 【無料】
住民税非課税世帯	生計を一つにする子ども (年齢制限なし)	第1子 【通常】 第2子以降 【無料】
住民税所得割額 57,700円未満	生計を一つにする子ども (年齢制限なし)	第1子 【通常】 第2子 【半額】 第3子以降 【無料】
住民税所得割額 57,700円以上	【共通軽減措置の対象】 同一世帯・ <u>同時入所</u> の子ども 就学前0歳児～小学校就学前	第1子 【通常】 第2子 【半額】 第3子以降 【無料】
	【共通軽減措置の対象外】 同一世帯の子ども 就学前0歳児～18歳未満	世帯第1子 【通常】 世帯第2子 【10%減額】 世帯第3子以降 【上限4,800円】

1 表1の階層区分3～7で、要保護世帯等（ひとり親世帯、在宅障がい者世帯）の保育料は、表中（ ）書きの金額が適用されます。

2 表2の多子軽減の対象範囲における「生計を一つにする」とは、同居していなくても、生活費、学資金、療養費等の送金が行なわれている場合をいいます。

(2) 保育料算定のための書類提出について

次の区分に該当する場合は、下記必要書類を提出してください。

区分	必要書類	
在宅障がい児（者）世帯	障がい者手帳等の写し	
同居していない子どもと 生計を一つにする世帯	子どもと生計を一つにしている事実の申立書	
	学 生	在学証明、学生証（写）
	学生以外	生活費の送金状況が分かる通帳（写）

上記のほか、必要に応じて別途書類の提出を求める場合があります。

(3) 保育料算定に用いる住民税所得割額の切り替えについて

令和5年度保育料のうち、4月から8月分は令和4年度の住民税所得割額、9月分以降は令和5年度の住民税所得割額によって決定されますので、税額の増減で階層区分が変わる世帯は、保育料が9月分から変更されます。（下表参照）

令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
算定に用いる 住民税	令和4年度課税						令和5年度課税					

↑ 9月が保育料切替えの時期

(4) 住民税所得割額の確認方法について

施設型給付費等教育・保育給付認定申請書兼施設等利用申込書の誓約に基づき住民税額を照会します。ただし、遠野市に住所を有しない保護者については、「課税証明書」の提出をお願いします。

なお、保育料算定対象年度の住民税が未申告となっている方は保育料を計算できませんので、速やかに申告を済ませてください。

(5) 住民税の修正申告に伴う保育料の変更について

保育料決定後に住民税の修正申告をした場合、税額の増減により保育料も変更となる場合がありますので、子育て支援課に届出してください。この場合、保育料が変更となるのは、修正申告した月の翌月以降分からとなります。

(6) 保育料の改正について

11 ページの保育料（表1から表2）は、法律の改正により月額単価や第2子以降の軽減額が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(7) 満3歳に達した児童の教育・保育給付認定区分変更に伴う保育料について

保育所等を利用するにあたり、令和5年4月1日時点で満3歳未満の児童は「3号認定子ども」として区分され、満3歳に達した日（誕生日の前日）より「2号認定子ども」に切り替わることとなりますが、令和5年度中の保育料は「3号認定子ども」の単価のまま変更はありません。

(8) 保育料の納付方法について

保育料は、各施設で納付方法、納付先（請求者）等が異なりますので下表をご確認願います。

【施設別の保育料取扱い比較表】

施設区分	保育所	認定こども園
事業者	社会福祉法人遠野市保育協会	岩手キリスト教学園
施設名称	遠野保育園 神明保育園 綾織保育園 岩滝保育園 附馬牛保育園 白岩保育園 松崎保育園 土淵保育園 青笹保育園 上郷保育園 宮守保育園 達曾部保育園 鱒沢保育園	認定こども園めぐみ 遠野聖光こども園
納付先	遠野市	遠野聖光こども園
納付方法	納付書または 口座振替を選択	一律口座振替 (北日本銀行 県内各支店指定)

(9) 保育料の滞納について

何ら相談もなく保育料を滞納した場合は、利用申込審査で不利になるだけでなく、税金の滞納と同様に給与や預貯金等の財産を差押することになります。

皆様から納付していただいた保育料は、全額保育所等の運営費として使われています。お互い気持ちよく利用できるよう納期内納付を心がけましょう。



## 9 食事代の取り扱いについて

副食費（給食のおかず代やおやつ代）の費用負担について

施設が提供する副食費については、保護者が負担することになっておりますが、市では子育て世帯の負担軽減と子育てしやすい環境の充実を図るため、国の免除制度と遠野市独自の助成事業により、市内在住の3歳から5歳児クラスの副食費を無償化しています。

なお、副食費に係る保護者の手続きはありません。

### 【対象児別の食事代取扱表】

区分		
0～2歳児クラス	主食費	主食（白飯）持参または園に主食費を直接支払い
	副食費	保育料に含まれている
3～5歳児クラス	主食費	主食（白飯）持参または園に主食費を直接支払い
	副食費	保護者負担なし

### 【副食費の免除及び助成対象表】

対象区分	免除（助成）対象者
国の免除対象	① 年収 360 万円未満相当世帯の子ども
	② 全所得階層の第3子以降の子ども
市の助成対象	③ 上記①・②以外

## 10 保育所等利用中の届け出等について

### (1) 申込書記載事項等の変更

利用申込の際に届け出した内容について、下表に該当する変更があった場合は、内容変更の届け出が必要になります。

変更内容	提出書類	提出日
教育・保育給付認定区分、保育必要事由、保育必要量区分、世帯の状況、住民税所得割額、利用期間（※1）	施設型給付費等教育・保育給付認定変更申請書（様式第6号）及び変更内容を確認できる資料	前月20日まで ※決定は25日
氏名、住所、電話番号、保護者	施設型給付費等教育・保育給付認定申請内容変更届出書（様式第9号）	随時
勤務先の変更	在職（稼動）証明書	随時

※届け出に必要な様式は、担当課窓口や各保育所等にありますが、上記以外でも届出が必要な場合がありますので、子育て支援課又は利用施設にお問い合わせください。

※1の変更は、変更届の提出日の翌月からの適用となります。

### (2) 求職活動理由による保育所等利用について

保護者が求職活動中との理由で保育所等を利用する際は、利用期間を3ヶ月までとし、その期間を過ぎてもなお求職活動中であり、引き続き保育所等の利用を希望する場合は、再度、施設等利用申込書を提出していただいたうえで利用期間を3ヶ月延長更新することとなります。ただし、更新時期に優先順位の高い利用希望者が現れた場合は、利用期間の更新は認められず、退園していただくこととなります。

(3) 土曜日の保育所利用について

土曜日の利用は、保育の必要な事由がある場合に限り受入れすることとしております。就労理由の場合は、土曜日に就労する旨を証明した在職証明書を事前に提出してください。

なお、学校行事、スポーツ少年団への同行、地域行事等の理由で土曜保育を利用することはできません。

(4) 保護者の平日休みの保育所利用について

就労等の理由により家庭で保育できない場合に保護者に代わって保育していることから、就労形態や休日等の振替（代休）により、保護者が平日にお休みしている場合は、保育を利用することができません。

(5) 退園について

退園する場合、遅くとも退園する前月の20日（閉庁日の場合は前日）までに利用保育所に申し出てください。また、利用開始を控えている申込者の調整に影響しますので、なるべくお早めに申し出ていただきますよう、ご協力をお願いします。

なお、月途中の退園は取り扱っていませんので、あらかじめご承知おきください。

(6) 転園について

保護者の都合による年度途中の転園は、原則認められません。

翌年度4月からの転園については、転園先の継続利用児童、新規利用児童を利用調整のうえ、なお受入が可能な場合に限り転園を認めます。

## 11 特別保育のご案内

就労している保護者の支援、子育てに関する相談等の特別保育サービスを紹介します。

### 預かり保育

在園児を対象に、下記施設で実施しています。詳しい内容は各施設にお問い合わせください。

なお、1号認定子どもで保育の必要性がある場合は預かり保育料も無償化の対象となりますので、該当する場合は入所申込と併せて「子育てのための施設等利用給付認定申請書」と「保育を必要とする事由の証明書」（7ページ参照）の提出が必要となります。

施設	預かり時間	預かり保育料
遠野聖光こども園	保育終了～18:00	月額 8,000 円（月契約） 1時間 200 円（随時利用）
	長期休業時	月額 8,000 円（月契約） 日額 1,000 円（随時利用）
光の園幼稚園	保育開始前～8:30	日額 100 円（随時利用）
	保育終了～18:30	月額 8,000 円（月契約） 日額 500 円（随時利用）
	長期休業時	月額 8,000 円（月契約） 日額 1,000 円（随時利用）



### 延長保育

保育所等利用児童で、認定された保育必要量（標準時間・短時間）を越えて保育が必要な場合、延長して保育するサービスです。

利用する場合は、保育所等に事前申込が必要で、保育料とは別に延長保育料がかかります。

事業所名	区分	延長時間帯	延長保育料
遠野市保育協会	標準時間	7:00～ 7:30	300円/回
		18:30～19:00	
	短時間	7:00～ 8:30	500円/回
		8:00～ 8:30	300円/回
		16:30～17:00	300円/回
		16:30～18:30	800円/回
	18:30～19:00	※100円/回	
遠野聖光こども園	標準時間	18:00～19:00	200円/回
	短時間	7:00～ 8:30	200円/回
		16:30～18:00	200円/回
		18:00～19:00	200円/回

※おやつ代

### 休日保育（遠野市保育協会）

遠野市保育協会が運営する保育所の利用児童で、休日に仕事等で家庭内保育ができない場合等に保育するサービスです。青笹保育園のみで実施していますので、詳しくは施設にお問合せください。

利用料金	4時間	1,500円
	1日	3,000円

### 土曜保育（遠野聖光こども園）

1号認定こどもで、土曜就労証明書を提出した場合に利用可能です。

利用料金	1,500円/日（上限3,000円/月）
------	----------------------

### 一時保育（遠野市保育協会）

保育所等を利用していない児童を、就労や病気、冠婚葬祭等の理由により家庭で保育できない場合に保育するサービスです。

利用する場合は、利用施設に事前申込が必要です。

利用料金	1時間	500円
	1日	4,000円

### 子育て支援センター「まなざし」

家庭で子育てをしている乳幼児や未就児の親子を対象とした交流の場の提供や、子育てに関する心配事等の相談をお受けしています。

お問い合わせ先・・・☎60-1187

### 病児等保育施設「わらっぺホーム」

病気にかかっている、または病気の回復期にある子どもを保護者に代わって保育するサービスです。対象となる子どもは生後6ヵ月から小学6年生までとなっています。

利用する場合は、事前登録が必要です。

利用料金	2,000円/日（平日8:00～18:00）
	※ただし、4時間未満の利用は 1,000円/日

お問い合わせ先・・・☎62-8851

## 12 令和5年度 遠野市内保育所等一覧

区分	施設名	所在地	電話番号
保 育 所	遠野保育園	材木町3-21	6 2 - 2 0 3 4
	神明保育園	六日町8-22	6 2 - 2 0 3 6
	綾織保育園	綾織町下綾織12-22-1	6 2 - 2 8 1 2
	岩滝保育園	小友町16-105-3	6 8 - 2 3 3 3
	附馬牛保育園	附馬牛町下附馬牛11-31-1	6 4 - 2 3 3 0
	白岩保育園	松崎町白岩13-42-1	6 2 - 2 3 9 5
	松崎保育園	松崎町駒木24-50	6 2 - 2 8 2 6
	土淵保育園	土淵町土淵3-53-3	6 2 - 2 4 5 8
	青笹保育園	青笹町青笹11-22-4	6 2 - 2 0 2 2
	上郷保育園	上郷町板沢11-6-2	6 5 - 2 0 3 0
	宮守保育園	宮守町下宮守26-87-2	6 7 - 2 1 3 0
	達首部保育園	宮守町達首部15-31	6 7 - 6 1 3 1
	鱒沢保育園	宮守町下鱒沢33-218-1	6 6 - 2 2 1 0
認定こども園	遠野聖光こども園	中央通り3-10	6 2 - 2 1 5 0
幼 稚 園	光の園幼稚園	東穀町14-7	6 2 - 3 3 4 1

